

其國〔龜屋〕昔有羅漢、以神足力將一巧匠上兜率天、觀彌勒菩薩長短色貌、還下刻木作像、前後三上觀、然後乃成像、長八丈足跌八尺、齋日常有光明。

さいひ、支那の言ふ所も大體之と同じく、而して終りに自有此像法流東派

ともいふ。(西域記卷三)此にいふ所は彌勒の像であり、而も其高八丈とあるものであるから、前の傳説には其上層の人の未だ知らざる佛像に歸したのであらう。而して彼説の、特に此像に歸せられた理由は固より不明であるが、法顯傳や西域記中諸種の佛像を記してあるが、僣墳將軍造像を除く外、昇

天して其眞影を摹したさいふのは、唯此のみであるからではなからうか。何れにして此傳説は學術上何等取るべきものではない。

(三六)高士奇金齋退食筆記卷下

(三七)尙ほ降つては寛永十四年丁丑にも清涼寺火したさいふ。

(本國寺年譜十、古事類苑、宗教部三引用)

附記―舊清國宮城内の宏仁寺(俗稱樞檀寺)は其後明治三十三年北清義和團事變の起つた時不幸兵燹に罹り、一千四百餘年の間晉に支那佛教者のみならず、滿蒙西藏人歸依の對象たりし瑞像は今や露國に遷坐奉安せらるゝといふ。(寺本庵雅師談)

小濱港の研究

文學博士 三浦周行

緒言

地方に於ける都市商港の發達は歐洲のそれと同じく我中世史の後期を飾つて居る。政權の分割に

伴つた中央の文化が次第に地方におし擴がつて行つた此時代に、地方文化の中心であつた都市商港の變遷を閑却して歴史の眞相を捕へることは、も

とより覺束ない。當時京都を中心とした表日本には兵庫や堺があつたが、更にこれに匹敵すべきものを裏日本に求めたならば、敦賀津や三國湊にも増して小濱津が獨り光つて居る。中にも應永の昔南蠻船數次の着岸の如き、此港に光彩を添へたこと如何ばかりであらう。先きに堺港の研究に着手すると共に小濱の發達にも注意を怠らなかつた余輩は多年憧憬しつゝあつた此地にひと夏を過して或は舊家に遺編を求め、或は社寺に隠れたる史料を搜り、又故老を訪うて舊事を尋ねなごする中に靡げながら中世の小濱津を思ひ浮べることが出来た。歸來日が淺く、材料の整理も其緒に就かぬ位であるから未だ考證を盡すの暇はないが、取敢へず其研究の一斑を學界に報告して、更に他日の研覈を期したいと思ふ。

地勢の變遷

何處の港灣も潮流の關係、其處に注ぐ河川から流れ込む土砂の關係、人爲の埋立其他種々の事情から、長い間には地形の變化を來し勝つものである。小濱港も亦古來幾多の變遷を経て來たやうに傳へられて居るが、其中でも最も有力と看做され居るのは若狹郡縣志の説であらう。即ち同書「小濱の條に昔日阿納尻村之邊有_二市屋_一、而北西兩國之商船至_二斯處_一、又其西海畔有_二市屋_一、他邦海賈之所_レ來也、其處西津名、今西津郷是也、爾後移_二市店于小濱_一、至_レ于_レ今海陸之商賈常聚_二會于茲_一、寔不易繁榮之地也といふのである。此阿納尻には今も古津といふ地名があつて、其處が昔の津であつた。西津は其西方に當つて居るから來た名で、大湊小湊の字地もあり、竹原たけはらを隔て、(今は雲濱を)小濱と相接して居る。最後に其町屋が小濱へ移つて小濱は永代繁昌の港となつた。即ち昔の古津から

西津、西津から小濱といふ風に段々と港の繁華が南遷して小濱に至つて落着いたといふのである。

此説は地名から考へ又港灣の次第に發展して行く徑路から考へても尤もらしく思はれぬでもないが、又餘りに地名に泥んだ説であつて、其根抵の薄弱なやうに考へられぬでもない。少なくとも記録の上に於ては是等の變遷を證明することが出來兼ねる。

此地方の沿革を考へるについて最も古い記録は若狭國守護職次第と若狭國稅所今富名領主代々次第とある。何れも頼朝の治世建久七年から足利の初期應永廿九・卅年頃迄の事を收めてある同一時代の記録と見ゆる。然るに守護職次第の開卷第一に、右大將頼朝御代、津々見右衛門次郎忠季守護領、當保一圓知_三行之_二、建久七年九月一日守護本下司稻庭權守時定跡拜_三領之_二、とあるのは領主代

々次第の初頭に、稻庭權守時定、建仁二年二月八日、西津にて死去云々

建久七年八月に得替、鎌倉右大將頼朝御勸氣によ

りて、所領_命どもに悉くにめされて、西津庄ばかり

かつみやうごころに給る。よのごころの所領はみ

な次郎兵衛尉忠季よりさとの御め のみ子と云也 拜領今富公文阿彌陀坊 自_二建久七年九月 一日、建仁三年八月 三日まで知_三行之_二とあると同事を書いたものである。

西津は壽永三年に安信資良が後白河院の御領に寄せ奉つたのを院から更に寺領にせられたことがあるが、(神護寺文書同縁起)此頃は今富名其他の土地と共に、守護の本下司であつた稻庭時定なるもの、所領であつた。然るに時定は、頼朝の怒に觸れて其所領全部を沒收され、頼朝の乳母子で島津忠久の弟であつた若狭の守護津々見忠季に給はつた。唯西津莊ばかりは恩命に依つて特に時定に取

殘され、時定は西津で歿したのである。

此今富名は一に稅所_三今富名_二とも申して居た。太

平記に齋所今積と書いて居るのもそれである。(富といふ名の附く地名は近所に國富莊があり、若狹郡縣志に據ると矢代浦も古くは稻富浦と號したといふが積といふ名にも志積がある、同書には志津見浦と書き、始め國富莊に屬して居たが、今は堅海莊の内かと思はれる。近江國高島郡の善積莊又は同名の郡などに思ひ較べて地名の起源に何か説明が附きそうにも考へられる) 其名といひ税所といふ名から推しても、もとは國衛領であつたことが知れる。それで頼朝の時若狹國の守護領に移された後も、其莊官には尙ほ税所代や公文といふ名を存して居た。最初の公文阿彌陀坊の名は前に引いた領主代々次第にも見ねるが、同書に載つて居る守護領になつてからの税所代以下の氏名を擧げると、

税所代越中藤内光憲、公文辻平四郎。

次税所代古津。古津ノ在名テアラウカカ三郎時通、公文同人、次靜定房、次藤内十郎信廣、次右馬大夫時文、次古津新太郎時經

但此税所代を後には單に代官ともいひ、今富名が後に北條執權家の手に歸してからは税所代は御代官の下に置かれ、其代官に國代官(今富代官といふと同一か)京代官といふがあり、御代官が尊大自ら居るところから其又代が出来、これを下代ひだひと申した。何れにしても守護領・執權家領の部下としての税所の名は既に本來の意義を失つて居たのである。唯元弘一統の時に、若狹國司洞院公賢の下に、國司税所今富の名を稱へられ、目代・小目代・税所を國司より任命したのは稍國衛領の舊制に復した姿であつたが、それ限りしか續かなかつた。

小濱は此今富名の海濱の名である。領主代々次第に當濱(例せば明德四年將軍義滿の小濱に來り

しことを叙せる條などに」と書いてあるは今富名の濱といふ義に外ならぬ。小濱の名の最も早く見わたるのは守護職次第に自_三建武二年七月廿五日_一尾

張式部大夫殿小濱へ入部とあるものであらう。これを以て小濱の名が是時以前になかつたとはいはれぬけれども、小濱が今富名といふ莊園から次第に獨立すべき過程にあつたことを示して居る。

扱て此小濱は今と同一の地形であつたかといふに、傳説に據ると、昔は町の南方後瀬山の麓迄後瀬浦といふ海濱であつて漁民の住家しかなかつた、今も其處にある空印寺内の八百比丘尼の巖洞は此海波に洗はれて山骨の現れたものである、又伏原村の西迄も河水と海水とが入交つて津田入江といつて居た。町の西方青井山麓に帆着谷といふがあれば、熊野山下に船止巖の名もある、竹原四ツ谷の入江町小濱町の濱浦町鹽濱小路などの古町名が當

時の面影を傳へられ居るといふのである。(今の町名は明治になつてから全國の神社名を取つてつけたものである)。

此後瀬山や青井の山麓迄海濱であつたといふことは地勢上肯定されぬでもないが、餘程久しい以前の事であつて、記録に小濱の名の見ゆる頃には相當の地域があつたらうと思はれる。小濱の海岸は二百五十年も前の江戸時代にさへ風波の爲めに削られたり又遠淺になつたりして幾度か移り變つた趣があるが(拾椎雜話)濱浦町は今も海濱であり、鹽濱小路は鹽濱へ通ふ道であつて、必ずしも鹽濱其者ではなかつたらう。津田の入江も、海水よりは寧ろ河水の入江であつたかと考へられる。蓮光寺の舊地は長源寺の前の下陣(江戸時代に仲間の居住地)あたりにあつて、境内の十景には白鷗洲蘆雪岸東江村などの名があつたといふけれども、若

狹守護代記に、蓮光寺の舊地の事を書いて「長源寺の北隣にて三方は深田、東一方は名田庄川なり」と見ねるから、これも川や田の事で海には關係がない。竹原の入江町も亦其類であらう。

さりながら町の附近を流れる河川の流域には確に變遷があつた近江國高嶋郡三谷村寒風山に源を發する北川は雲濱村と國富村との間で、多田川を合せて町の北方で南川と共に海に入るけれども、もとは西津の山に沿ひ、福谷村に出で、海に入つたもので、今も其邊は地面が一帶に低く、専門家には一見して其舊流域なることを認識される。遠敷郡奥名田村から流れる南川（名田川とも湯川とも）も、もと長源寺の東北から市場町を流れて海に入つたといふ。

小濱の市區の改正とも看做すべきことが記録の上で少くとも三度見える。小濱城は小濱の南に聳

わてる後瀬山にあつた。戰國時代の小濱は此城廓を中心とした城下町であつたが、武田氏の末期弘治年中に他の襲撃に備へる爲めに城の内廓の外、町の西北を取り込んで外廓を設けた、これが一つ。此事は軍事上の見地から必要としても、町民の受くべき損害は少なからぬことであつたが、丹羽長秀の若狹の國に封せられてから天正十二年二月に此外廓を撤してもとの市街地に復した。長秀は前年五月越前及び加賀の半國に封せられて加賀の小松を其居城と定め、小濱には代官奉行丈を置くことにしたから、内廓だけの使用に止めたのである。（若狹代々記）これが二つ。長秀の子長重を經て淺野長政に至つて長井伊賀等に古城屋敷七間口を遣してこれに移させた。（長井文書）長井組屋諸氏の現住宅は即ちそれであるといはれる。慶長五年關ヶ原役後京極高次が羽柴勝俊の後を承けて此國に

封せられてから城を雲濱に築くと共に稍大規模に亘つて小濱の市區改正を行つた。北川や南川は是時雲濱に引いて城の外壕とした。竹原は小濱と西津との間で應永十九年に竹原天王宮の鳥居を立てられたことが領主代々次第に見ゆるが、其上竹原だけを西津に移したのも是時の事である。慶長六年に蓮光寺を今の地に移して其跡(下陣)と共に竹原西津を家中屋敷と定めた。町の北端の川崎や洲崎にあつた寺院を町の西南に移轉させ、東方の沼地を埋立て、市區を擴張した。市場の整理も同時に行はれたかと思はる。(そは別項に説かう)。慶長十二年五月十六日に嶋志摩守・村山將監の連判で各町に出した定に據ると、

小濱東西家數間數之覺

但町數者四拾壹町有、家數ハ壹町ニ三十間ツ、

一東分家數合九百三拾貳間也、

此間數合貳千四百七拾八間半五寸也、

一西分家數合三百五間也、

此間數合六百八拾壹間小半也、

東西之家數都合千貳百卅七間、

公事人也

右之間數惣都合三千百六拾間也、

定間也

此東分・西分は即ち東組・西組で、後に中組が出来た。東西の分界はもとの廣小路即ち堀川の地であつたらう。これは其後酒井家の時から現今に至る迄大體に於て動かぬところである。此市區改正の完成はもとより其大小難易の相違こそあれ、秀吉の京都のそれにも類似した大成功であつて、忠次の英斷は何人もこれを認めねばなるまい。現今の小濱は東西五千九百四十尺・南北一千八百尺の地積となつて居る。

小濱港の發達の原因

小濱津即ち小濱港が北海の要港として發達した重なる諸原因を數へると、

(第一)遠敷郡は國の中心で國府守護所の所在地であり中世中郡の私稱もあつた程で、今富名を始め、豪族なる莊園も多く此地にあつたが、小濱が此くの如き地方殊に今富名といふ大莊を其背後に負ひ、小濱灣を控へて海運の便を占めて居たことは見遁されぬ。今富名の四至は明確にし難いけれども、同時に存在した西津・國富・太良・名田杯の莊園名が今も地名に残つて居るのを地圖や現地に見ると、何れも山谷を以て自然に仕切られた地形であるので、略之を推定する事が出来る。即ち大體に於て現在の府中以下の數邑を含んだ今富村と小濱とを合せたものと見て大差はあるまい。前にも説いた如く、此名が守護領として津々見忠季の後は嫡子忠時が傳領したが、寛喜元年忠時罪あつて所領を沒收せられた後には執權泰時の子經時に與へられ、それから後所謂「關東御内御領」とし

て北條執權家の手に歸する事となつた。義時以來若狹一國が北條執權の分國となり又六波羅の守護國ともなつて其滅亡の時に及んだ事と併せ考へて北條執權家の此名に重きを置いて居たか、窺はれると共に、如何に豊饒であつたかを察しられる。

(第二)は南北朝以來の戰亂であらう。此戰亂中若狹國守護となつたものには將軍(尊氏)方もあれば錦小路(直義)殿方もあり、宮方もあつて、今富名の如きも彼等や國人との間に爭奪を繰返され、觀應二年將軍方の大高重成の領主となつた時、當國の地頭御家人が直義を助けて其代官を逐うたこともあれば、山名時氏が宮方としてこれを給はり、稻岡城に據つた時には國人がこれを攻めて戰つて居る。此戰亂は小濱の發展に障礙を與へたよりも、これを助長したことが多かつたらうと思はれる。由來若狹國の守護であり、同時に今富名の領主で

あつたものは遙任であつて、實際入部して來たものは代官や又代下代であつたことは、自然と住民の自治を促したであらう。矧して此時代の領主や代官等では兵馬慳慳の際、地方の行政事務はもとより、治安の維持さへ覺束なかつた。戰國時代殊に然りで、羽賀寺年中行事の左の記事などを見ると、同時代に此地方の亂脈な状態、見る如くである。

大永六年

一 此年丹後之海賊等蜂起ノ若州之浦ヲ發向シ、或資財ヲ奪或ハ放火ス、西津小濱ハ亂杭逆茂木搆之、郡内山水被ニ伐盡ニ者也、當國諸勢加佐郡へ出陣ス、此時越前ヨリ合力ノ軍勢ハ三方郡ニ在テ遑テ濫妨ス此儀中郡ニ風聞ノ在々處々ノ櫛口ニ木戸ヲ結、堀レ溝者也、遂ニ越之勢飯陣スル也、

一天文九庚子七月十四日、越前船凡五百艘丹後加佐郡へ馳來、十七日漕歸、丹州海賊毎々越前へ來、浦々ヲ殘、故ニ反報トノ丹州ノ浦ヲ可ニ發向一故ニ來トナリ、然トモ元指武威ナク歸事、世上ノ欺ク也ト云、

小濱の如きも是れが動機になつて、市民自衛上の

必要より彼等の團結が鞏固になり、これを率ゐる巨頭も出來て市民は領主代官の間に重きをなすに至つたらしい。

領主次第には貞治三年山名時氏の領主であつた時の代官・又代の名を載せて、政所屋問心性許、宿問道性許と記したのを始め、宿刀禰宗覺許など、見ぬる。此政所屋は同書の下文中に應永二十六年三月三日小濱政所屋焼亡了、觀音堂別當許被レ宿とある小濱政所屋である。是より先き、長法寺民部丞入道々圭といふのが入部して政所屋刀禰左衛門次郎の許に居つたのに、其政所屋が焼けた爲め觀音寺別當の許に宿を移したのである。問とは問丸・問屋を指すこと言ふ迄もない。即ち今富名の行政官たる代官や下代が出勤して事務を取扱ふ政所屋は小濱にあつたが、それは問屋の邸内であつた。彼等の旅館は別に定むるを普通の場合としたが、こ

に見ゆるが如き政所屋に宿することも稀れにはあつた。それが皆市民の主なる問丸や刀禰であつて、宗覺の如きは濱向侍と注される。

住民の潜勢力の窺はれる今一つの事實は、一色詮範の領主時代に小笠原長春入道明鍊が代官であつたが地下から其排斥運動を起されて應永六年六月廿五日に里方名及び寺社の諸役人迄皆逃亡したので更迭されたことがある。これは村民の側であつたが、一色義範の領主であつた時代には應永二十八年には小濱の問丸が代官三方山城入道常忻の下代長法寺民部丞入道々圭の排斥運動を試みて同年七月四日に成功した。(領主代々次第)是等の事實は何れも當時の戦亂が生み出した社會現象である。斯様に町民間の團結力が強かつたとすれば又其自治も相應に行はれて居たと見ねばなるまい。(第三)は交通の便である。此問題は海陸二方面

から觀察しなければならぬ。

(一)陸上の交通では帝都が近江にあつた時はいふに及ばず、山城や大和にあつた時でさへ、若狭の交通は頻繁であつた。垂仁天皇紀には天日槍が近江から若狭の西を経て但馬國に行つたことが見える。これは湖東を通つたのであるが、志賀に都のあつた時は陸路は自然湖西の交通を便とした。後世は若狭は南方近江と國境を接して居るけれども、拾芥略要抄の圖には山城に接して居る。小濱から今津へ、今津から湖上を船で大津へ、大津から京都へ行くと二十五里と稱するが、若し山越をして京都へ越ねるとすると、路は多少嶮難である代りに、道程十八里と稱せられるから、昔は此山越も盛んに利用された。北陸へ參るものは別に三方郡から敦賀へ出たことは言ふ迄もない。即ち小濱は是等陸上交通の要衝に當つて居たのである。

(二)次に海上はといへば、交通不便な裏日本の傳へて態々こゝへ入港したものが少くなかつた。

諸國が京都を始めとして各地方へ出懸くるに、船

小濱の商業

で此小濱に来て上陸するものが多かつた。従つて是等の地方に行くにも亦多くこゝより乗船したのである。これは固より陸上の交通の便にも依つたらうけれども、又東西九海里・南北四海里餘、囊の口を括つたやうな小濱灣が比較的小形で且つ製造の不完全なる昔の船舶の好錨地であつたからで、殊に冬期西風の吹き荒む頃にはこれを防ぐに恰好なる地形にあつたなどは此港の一段の強みであつた。親元日記寛正六年七月十三日の條に收めた幕府の政所伊勢貞親の小濱代官伊賀次郎左衛門尉に宛てた書狀に據ると、對馬の宗刑部少輔の將軍への進物船も小濱津に着岸したのである。又此港を基點として國內ばかりでなく、海外諸國へ迄も乗出したのであるから、外國の船舶もこれを聞

傳へて態々こゝへ入港したものが少くなかつた。

小濱港の隆盛期は何んどいつても南北朝以後としなければならぬ。而して其商業の種類は何であつたかといへば、當時の間丸即ち問屋業であつた。此問屋は貨物の運送・委託販賣及び旅館を業とするものであつたから、これを以て小濱の商業が如何なる特質を有するものであつたかを卜することが出来やう。即ち小濱は商品の中繼港として繁榮を保つた譯である。

海陸の利を占めた此港は海運に依つて吸収した北陸・山陰等諸方面の物資を更に陸路から京都其他の地方に吐き出しつゝあつたから、戦時には京都に取つて兵站上の要地となり、これを味方に取ると敵手に委ねるとは軍の勝敗に多大の影響を及ぼすことであつた。さればこそ南北朝時代には公

家方・武家方の間に争奪の地點となつたが、遂に武家方の手に歸したのである。應仁文明の内亂に於ては此方面は更に一層の重要な度を増した。當時京都の周圍にある七箇所の出入口即ち七口は大抵西軍の爲めに占領されたが、唯丹波に通ずる清藏口ばかりは東軍の手に歸して東軍の將若狭國守護武田信賢が専ら其警備に當つて居つた。此方面より受けた東軍の利益は如何ばかりであつたらう。

かくて小濱は次第に軍事上に利用され、それと共に又一般港灣としての發達を來したのである。

一 武田被官與一色左京兆被官若州小濱住人等一買賣舟相論事

支那の圖書ではあるが、例へば閩書島夷志に攝摩(播磨)伊勢若佐博多其民相矜以賈積貲或百萬、和泉一州鼎食、擊鐘謠、俗有中國之風也云々と見ゆ、圖書編日本國序にも如攝摩伊勢若佐博多其人以商爲業、其地方街巷風景宛如中

といふ一項が見ゆる。此船舶賣渡に關する訴訟の反面には小濱商人に船持問屋が多く、彼等の手に依つて運送通商の盛んに行はれつゝあつたことを證明されるかと思ふ。彼等の中木下和泉入道は、組屋六郎左衛門・古關新兵衛と共に、豊臣時代の

羣、富者各數千家、有積貲至百萬者、又如

組屋六郎左衛門・古關新兵衛と共に、豊臣時代の

町年寄で、組屋と朝鮮・支那に渡航して貿易を行なつたと傳へられるが、小濱の舊町名和泉町といふのは此和泉の邸であり、風呂小路の北側にも和泉屋敷といふがあつたといはれる。(板屋氏私考) 此地の豪商の一例として見られやう。

小濱の舊家幸村氏の祖先は矢張此種の船問屋の一人であつたが、其起源を尋ねると、天文七年武田義統の部下逸見駿河守が大飯郡高濱に於て主家に及向つた頃、其祖九郎右衛門が一たび同郡曾伊の一戦に逸見河内守を討捕り、又同郡久手の再戦に敵船一艘を分捕つた(現に義統の軍忠状と其分捕船の艦といふものを傳へて居る)これが爲め子孫代々諸役免除の恩典に浴し、其後の國主丹羽長秀・長重及び京極高次から當濱船公事並家役之事任_二前々旨_一令_二免許_一候永代不_レ可_レ有_二相違_一云々(京極高次のは於_二當町_一其方家屋敷並船役等之

事任_二前々旨_一令_二免許_一條、永代不_レ可_レ有_二相違_一云々と見わる)との安堵状を與へられ、小濱町に於ける其家屋税と船舶税とを免除された上に、大飯郡の一要害であつた和田・小濱間の航路(和田通船)についての獨占權を得て、酒井家に及んだ。文祿役に若狹諸浦の船舶水手の取調を行つたが、中郡即ち遠敷郡のは從來の如く幸村源作に命せられた。和田通船は中ごろ其特許を取消されたが、加賀能登越中(と文面にはあるが諸國へ通用したといふ)へ往來する若狹船に對しては鹽屋孫右衛門(後家絶_レ龜屋仁右衛門に讓る)同甚助(後家絶_レゆ)とが船手形を發行する特權は幕末迄繼續された。(幸村文書)其他の舊家にしても、例へば豊太閤の雄圖を描いた山中橋内の書狀の所藏者として聞えた組屋氏の如きも、文祿役には淺野長政から先代源四郎と古關與三右衛門の兩人を奉行として七八百石積

の舟にて兵糧を運搬させられて居るし、文祿四年

十一月廿六日には又源四郎に命じて米二千四百石

を南部で賣却させ代金を納めさせた時の決算状や

ら請取やらが組屋氏に傳はつて居る。豊臣時代で

は田中宗徳は慶長二年三月七日羽柴勝俊から居屋

敷の地子及び諸役を免除されて居るが、其子の有

嘉は寛永八年三月廿六日に京極忠高から前々通り

小濱町に於ける家屋敷及び船諸役を免除されて居

る（長井文書）。拾樞雜話に昔田中祐賀は五百石積

の舟をつかひ、津輕へかよひ、銀五百目持參いた

し候へば、凡米五百石ばかり買屑米と粃をゑらせ、

これをゑり賃につかはし、残る上米小濱へ着船候

へば一倍に成渡世いたされ候云々とある祐賀は即

ち文書の有嘉の事であらう。豊臣時代よりの舊家

長井氏の如きも亦船持の一人で、酒井家に至つて

び船諸役を免除されて居る。問屋に依つて取扱はれる他地方の産物の外小濱の生産業としては何があつたか。景行天皇の朝に大膳臣の遠祖磐鹿六雁命に若狭を賜はつた。高橋氏は又其後裔である。此氏は世々國造となり、國司になつた人もあるが、又内膳の事にも預つた。此國の海陸の産物に富んで居たこともこれを以て聯想される。延喜式の當國の御贄調中男作物・交易雜物にも米の外海草・海魚が見ゆる。後世にも例へば若狭鯛の如き、若狭昆布の如き（狂言に小濱の召の昆布とあるもの、文政五年五月天目屋九郎兵衛書上若狭昆布由緒に、私方舊記御座候は東山將軍御時代より一子相傳に而製法仕、將軍様並諸大名様註指上候由云々と見る）都人士の食膳に上つて賞味されたものもないではない。鹽の如きも江戸時代にはなかつたが、其前にはあつた。小濱

の舊町名鹽濱小路については前に述べた。鹽屋町は魚屋町の魚商に於けるが如く鹽商の店のあつたところであらうけれども、西津の北鹽屋・中鹽屋邊ではもと鹽を焼いた遺蹟であるとの傳説があつて、西津村藤田氏先祖聞傳書（文化十年七月大野傳八差出）にも當家者昔何の時代に而御座候か、鹽師を致し候由屋敷地先祖々今に相替へ不申候、圍内に高き土手御座候、此土手北の方は北鹽屋村、南は中鹽屋村の方ね通り候敷土手有、此土手迄昔波打懸候由に而今に居申候に而鹽を致し候由、鹽たれ桶トテ七八斗程入候桶今に御座候云々、と見ゆる外、江戸時代にこの住民に課せられた山手を一に鹽手と稱して居たことなど何れも間接にこれを確めるものであるが、思ふに其産額は左迄多くはなく、江州から仕入れに參つた鹽はそれに他地方の輸入品を加へたものかと思はれる。

其他工業として造船業の發達を見るべきことは此土地柄、自然の趨勢といはねばならぬ。應永の昔に於て南蠻人（瓜哇人）歸國の乗船は此地で造つたことが明らかにこれを立證して居る。従つて治工も少からずあつたと見なければなるまい。今小濱町民の家業を書いたもので最も古い寛永十七庚辰年小濱家業記に據ると、水主百六十七人を筆頭として、四十物百五十五人に次ぎ、鍛冶七十六イ六人内二人刀鍛冶、二人及物鍛冶・糶屋六十二人・紺屋五十六人・漁夫五十人・船持四十八人・大工四十六人・山伏四十二人・酒屋三十五人・油屋二十九人五イ・醫者二十三人・問屋二十人・筆師二十人・疊屋桶屋各十九人・（一に桶屋を二百四人に作る）草屋十七人・豆腐屋十六人・白金屋十五人・砥屋十四人・質屋十三人・川舟引十三人・浪人・鵜匠各七人・仲人材木屋各四人・矢師二イ酢屋各三人・髮結・手跡・吳服・

青物屋各一人・傾城・鮫屋各二人(一に傾城を一人に作る)表具・針屋各一人である。(これに次では天和三年の家業記があるけれども略する)此統計は年代も後れ、且つ如何程迄正確であるか分らぬけれども、見様に依つては多少の参考にはならう。(序にこれに鹽屋の載つて居らぬことを注意したい)

小濱の商業には、古くより座があつたやうであるが、記録としては京極氏以上に遡ることが出来ぬ。麴役座は慶長十一年正月廿四日京極高次から組屋六郎左衛門・木下三郎四郎の兩人に命じてこれを改めさせ麴役の公用を申附けたことがある(組屋文書)。志水氏記録に古は麴之座御座候而町中に何人と宛り糙仕候、其節は國中に麴させ不申候、然所に若狭守様御代五十年ばかり以前に運上銀(麴屋役銀)指上申様に被仰出、右之座を御破り被

成、役銀さへ出し候得者、たれにても麴仕候と見ゆるがそれである。石灰は今も産出するが、石灰座は京極の時よりあつたらしい。此他に升座もあつた。されど是等は後に座本來の意義から移つて江戸時代に他の同一の場合の如く一個人の特權に歸したものと見ゆる。例へば石灰座は寛文の頃鍵屋九郎右衛門が承つて、瀧・龜屋・板屋に傳へ、升座は大津町菓子屋清兵衛から川越權左衛門に傳へた。(拾稚雜話)

市場は京極家の市區改正に上市場町・下市場町・(下市場文書にもと生魚市であつた)突抜町をこれに充て、そこに市も立てば市立の祭禮として市祭も行はれ、當日猿樂を演じたが、其後盛衰があつて小濱八幡宮の前八幡小路に市を立てたこともある。それが何時しか復た舊の市場町に復したものと、八幡小路の市夷・市塔(五輪の石塔)は尙ほこ

ゝにあつて昔の面影を傳へて居た。(市塔は後に和久里村に移されて現存す)。組屋六郎左衛門の家

は小濱の商人頭として町内をあらゆる商人から毎年公用米十六石(公用錢ともいふ)の徴收權を與へられて居たことは京極高次以來徴證があるが、此市戎の祭禮も組屋氏が主宰して、毎年正月十三日に市祭を行ひつゝあつた。其頃は毎月二七・十二・十七・廿一の五日が市日であつた。今尙ほ陰曆二月二七の日に芋種の市が八幡小路に立つのは其遺風であらう。

小濱から敦賀及び今津へ出でる街道には遠敷の市場があつた。税所今富名領主代々次第に應永十四年十月十四日より遠敷日市立はしむ、とあるがそれである。これに對して東方今の松永村にあるを東市場といふ。近世の事であらうが西津の小松原から持込んだ魚類を此處で價を定めて大津・京・

坂本に送つたさうである。(松永村誌)。是等は主として農村の市場として見るべきであらう。

此場合、陸上の交通路は小濱から熊川を経て今津に達する所謂九里半街道を以て大動脈とした。延喜主税式には若狹から京都への貢進は高島郡勝野浦(勝野の歴史地理については雅狹考に説がある)から湖上を大津へ輸送したものであるが、中世には今津から大津へか、若しくは熊川の先きから陸路朽木越に依つて大原口へ出でた。(京都への路筋は二三あつた趣である)。室町時代殊に戰國時代には到る處に關津を設けて道路の獨占を行つて居た。是等の關津は皇室の御料となつたものもあれば、幕府の直轄ともなり、又神社・寺院・領主の收入ともなつた。然るに戰國時代には商業上の要路が往々其附近の市場商人の獨占となつて居たものもあつたことは注意に値すると思ふ。享祿二

年九里半街道の通行について高島郡南北五箇・南市庭の商人が湖東地方の小幡・薩摩・八坂・田中江の商人と聯合して、蒲生郡保内（得珍保内の義、野々川ともいふ）商人の通行を禁すべき旨守護に訴へ出でたのは此間の消息を窺ふべきものである。此一件の顛末は蒲生郡今堀（昔の保内の地）日吉神社の祕庫から近年發見された貴重の史料に據つてこれを窺ふことが出来る。それに據ると、原告たる五箇の商人等の主張は九里半街道は高島南市庭・同南五箇・北五箇・及び今津の馬借の進退なることは隠れもない事實であるのを、保内商人がそれから若狭へ商賣に參るは「造意新儀」であるといひ、其證として古來九里半街道の道については數回の訴訟に及び、其都度樽錢禮物其他の出錢があつたけれども、南北五箇・南市庭の商人にだけ負擔させて、保内の商人はこれに預からなかつたことを

擧げ、其事實を列擧した次の文書を捧げて居る。
條々 南北五ヶ出錢之事

一大裏爲（雖御立候力）御料所一昔朽木殿より法坂江新關

商人衆歎申御弄破候、御樽御禮物等

南北五ヶ南市致ニ支配一候、更目餘於不レ存事、

一能州より法坂仁新關を雖ニ御立候一歎申御弄

破候、御樽御禮物支配同前之事、

一大裏爲ニ御料所一粟屋殿大杉ニ新關を被レ立

候、朽木殿御内人飯田新兵衛尉馳走候て弄破

候、御樽御禮物支配同前之事、

一横山殿より法坂仁新關を被立候、同歎申御

弄破候、御樽御禮物支配同前之事、

一去明應七年仁越中殿より田子新兵衛爲ニ御

代官一法坂仁新關を御立候、然處田子野州馳

走候て御弄破候、御樽御禮物支配同前之事、

一去永正九年仁上坂宗左衛門尉桂田彌七郎

爲_二兩人_一於_二追分_一新關を被_レ立候、及_二武窟_一關屋を放火仕候、其後饗庭大炊助口入候て、馬太刀並方々の禮物卅六貫にて相果、新關を弄破候、支配同前之事、

一若州小濱商買錢惡錢出入之事、武田殿様江御歎申上候處、則被_レ成_二御許容_一、御樽御禮錢支配同前之事、

已上

(享祿二年)

六月七日

南北五箇・南市庭の小幡・薩摩・八坂・田中江の商人と聯合した事情については彼等の訴狀中、保内商人が若狭へ直仕入に行くの謂れなきことを述べ、小幡薩摩の商人のあい物(相物又は四十物とも書し鹽魚乾魚をいふ)を野々川衆(即ち保内の商人)買收市賣を仕候といひ、保内の商人は小幡・薩摩の商人が小濱より仕入れた相物を受賣するに

過ぎざることを辨じ、又旁證として八風・千草越をして、伊勢へ參ることは石塔・野々川・小幡・沓掛の特權であつて、薩摩・八坂・田中江等の商人は會つて參つたことなき實例を舉げて居るのを見て領かれやう。而かも享祿二年七月三日守護奉行(貞治・貞和)の奉書を見れば、守護は此訴を審理した結果、保内商人が從來九里半街道を通行したのは隠れもなき事實であるといつて、舊の如く通行を許し、尋で十一月十日五箇の商人が小濱代官と結託して保内商人の往來を妨げんとした過料として五萬近く科して居るから、全く原告の敗訴に歸した譯である。

所謂南北五箇及南市庭は何れも高島郡にありて若狭から京都へ往來する要路に當つて居る。追分は越前敦賀郡で海津から敦賀に通ずる七里半路の間にあるが、法坂も大杉も高島郡で九里半街道の

要害である。是等の交通を遮断して商業上に障害

小濱の外國貿易

を與へる新關の頻々たる設置に當り、それらと最も密接なる利害を有する地方の商人として互に經費の分擔しつゝ、或は歎願に依り、或は暴力に訴へて其撤廢の目的を達した爲め、交通の自由を獨占し少くとも彼等と密接の利害關係ある商人に對してこれを強制しやうとしたものに外ならぬ。而かも守護の一命の下に其目的を達することが出來ずして、商略に通じた江州商人の自由に往來取引を許されたことは小濱の商業の繁榮に與つて多大の効果があつたことゝ思考される。天保八年十月木綿屋源兵衛口上書に、御當所は諸國之便利宜結構之所柄に而、第一江州表諸商内并通行最寄能候に付、往古は就中繁昌之地與承候云々、といつたのは、小濱と江州との商業關係の一面の消息をもらしたものである。

小濱の間屋の取扱ふ商品はもとより内外に限られなかつたらうが、其記録に見わた初めは寧ろ外國船のそれであつた、即ち應永十五年六月廿二日に南蠻船が(一艘であつたらう)小濱沖に着して其帝王亞烈進卿から日本國王に對する黒の生象一疋(和漢合符、武家年代記に三頭とある)・山鳥一隻・孔雀二對(和漢合符に大鷄、東寺王代に黒鳥高六尺とあるはこれか)・鸚鵡二對・其他種々の進物を齎らし、南蠻の使臣は本阿彌といふ問丸の中に泊つた。然るに十一月十八日の大風に南蠻船が中湊濱(此地名は傳はらぬが西津に大湊、小湊の名がある)のと、小濱から避難に來るとすれば西津の方向であるところより中湊といふ地名ももど此邊にあつたことゝ思ふ)打上げられて破損をしたから、翌十六年新に船を造つて十月一日に出帆した。其後

十九年六月廿一日にも南蠻船二艘小濱に着して前年同様、閏丸本阿彌を使臣の旅館に充てた。是時の進物は御所進物注文があつたさうである。御所といふは將軍の通稱で日本國王といふも將軍を指していつたのである。是時の將軍は義持であつたが、應永八年に其父義滿が始めて明と交通を開いて翌年から明は義滿を日本國王としての外交文書を交換されることになつたので、南蠻も將軍を國王と見たのであらう。八月廿九日に用濟になつて小濱を出帆した。

此南蠻船については領主代々次第が殆ど唯一の史料であるが、それには南蠻船と見ね、其他和漢合符・和漢合運・武家年代記・かな年代記皆同様南蠻として居るけれども、東寺王代には唐とし、領主代々次第にさへ應永十六年出帆の記事には渡唐了と見ねて居る。併しながら國王亞烈進卿の名

や方物でも支那船(明船)でないことは明瞭であつて、國王の名から學者間にはアラビアかどの説もあつたが、余輩は朝鮮李朝實錄を讀んで其爪哇國たることを明らかにした。同書太宗王の十一年(我應永十八年、明永樂九年)二月に義持が使を遣して象を贈つて居る。實錄に「象我國未嘗有也、命司僕養之、日費豆四五斗」と見ねるが、それは十五年に南蠻から贈られたものに相違ない。然るに又同書太宗王六年(我應永十三年、明永樂四年)九月爪哇國の陳彥祥等が朝鮮から歸國の途に就く時、議政府へ差出した書面の事が載せてある。彥祥は本年五月十八日に國王から特に朝鮮國へ進賀の爲め差遣され、方物を載せて廿二日に二千二百料の船一隻に乗つて出帆したが、閏七月一日未時朝鮮の全羅道鎮浦外群山島外にかゝつた頃圖らずも日本船十五隻に出逢ひ三日の午の時迄

を交へたけれども、衆寡敵せずして、悉く敵の爲めに貨物を掠奪され、剩へ死者二十一名、敵の捕虜となつたもの男女六十名を出し、彦祥以下四十名だけが纔に生存して上陸することが出来た。朝鮮ではこれを憐れんで衣糧を給し、其請に依つて四十料の水船を興へて本國に還して遣つたのである。此瓜哇は實錄に琉球の別種也と書いて居る。彦祥は此以前甲戌の年(我應永元年)にも朝鮮に參つて朝奉大夫言雲副正の官を授かつた程であるから南蠻の朝鮮への交通は是時に始つた譯ではない。是歳彼の乗つて參つた船は朝鮮進賀の爲めといつて居るけれども、それにしては船に大きく人も多い、其奪はれた貨物も進賀方物、并自己(彦祥)進獻、衆人滿船貨物とあるから、矢張此時代に有觸れた進獻に名を假りた貿易(日本も幕府が明に試みた)であつたらう。此後太宗王の十二年(我應

永十九年明永樂十年)に彦祥の使の朝鮮に謝恩の方物を進獻に參つた時朝鮮で瓜哇國人の賣れる秘布十匹を買つたことが實錄に見ゆる。所が此日本船が普通の海賊ではなくて、堂々たる對馬國守護宗貞茂であつたから面白い。それは彦祥の歸國と前後して貞茂が使者を以て朝鮮に蘇木・胡椒・孔雀といふ對馬には不似合の土物を獻じさせたが、其使者自身掠_ニ南蕃船_一所_レ得_ト公言して居たので、朝鮮の司陳院も聞捨にならず、珍禽奇獸不_レ畜_ニ於國_一古之訓也、況此剽劫之物乎、宜却而勿_レ受_ト上言したけれども、之は絶遠人を重んじてこれを受け孔雀は上林園に飼はせたといふ。

然るに其後太宗王の十二年四月に肥前宇久殿の使に送護されて陳彦祥の使十人が朝鮮に參り、彦祥の書を送つた。それに據ると、先年彦祥は朝鮮で與へられた船に乗つて日本海に入つて來ると、

水漏が出来て海水が浸入し、剩へ風波の爲めに船具を失ひ、海岸に漂着すると共に沈没し、生命丈は取り留めなければも又々海賊に劫掠された。然るに日本國王がこれを聞いて慰問の使を遣して禮物を給はり、軍船一隻に乗せて本國に送還した。本國の國王が自分に日本の使臣を送りて答聘させやうとしたが、其船又風波に阻まれて本國に引還し

たから更に船を出して本年七月迄には日本博多に着き、明年の正月・二月頃朝鮮に嚮つて前年貴國の厚恩を謝する積であるが、先づ以て孫實崇を以て方物を呈し謝恩の微意を表するといふのである。五月に此使者が宇久殿の使に伴はれて出發するについて日本人の性質は貪暴で、此度も彥祥の財物を少らず掠めたから、中途で自分等を殺して其跡を煙滅させやうとする恐れがあるといつて朝鮮の護送を求めたけれども、朝鮮では一二隻の兵船で

は物の役に立たず、さりとて多くは送れぬと其請いを容れなかつたので、瓜哇の使は出帆したのである。應永十九年六月に小濱に着いた船は時日の點から陳彥祥の率ゐたもの思はれる。唯前年の南蠻船は年月も違う上に、種々の方物を齎らして居るなど全く別事と見なければならぬ。

其後では信長の召に應じて來朝した伴天連の乗つた南蠻船が小濱に入港したことが見わる。所謂南蠻船の小濱來船の記録はこれ丈であるが、實際は此外にもあつたであらう。敢て其旁證といふ譯ではないが、弘治元年五月若狭の泊浦の漁民の沖(沖といふと間の口を出た外海をいふ)から大きい朽木を拾ひ持歸つて薪としたのに、一種の妙香、小濱に迄聞えたから、小濱の町民其香を尋ねて漁夫の家に就き上々の伽羅と知つて世に弘めたらば一時世間に持囃された。若狭代々記に所謂蠻士の燒

さしと云傳たりしは此伽羅の事なり、と見ゆる。又永祿二年九月に小松原の漁夫が海中で長さ十八尋の帆柱を拾ひ、守護武田義統に訴へ出でた、それは厚い鐵で逆輪を入れ石灰で詰めたものであつたので、義統はこれを鍛冶に見せ南蠻鐵と聞て京都より明慶・兼慶の兩名工を呼寄せ、百五十振の太刀に作らせて家士に分つたといふ。(若狭代々記・武田永祿記) これ丈の記録ではもとより確とした事はいへぬが、或は此沖で難破した南蠻船の名残ではあるまいか。税所今富名領主代々次第にも應永十九年に小濱に着いた南蠻船の事を小濱着岸之鐵船と書いて居る。今小濱八幡宮の寶物となつて居る一振の刀がそれであるといふものもある。けれども此刀には金字で書かれた

寛文三年蠻檣漂泊于若之濱、用其環鐵命工爲刀、以奉八幡宮、庶與國傳光于無窮矣、

との銘が見ゆるから、事が相似て居るにも拘らず、訛傳といはねばならぬ。昔から朝鮮の船はよく此國に着岸する。海東諸國記に文明中朝鮮人の壽蘭の言を載せたものに従ふと、文明の頃は九州から海路京都に赴くには海賊の爲め南海の路が挿つて居た爲め、北海から若狭(小濱であらう)に到つたのである。朝鮮はもとより、彼南蠻船入港も或は此意味であつたかと思はれる。

小濱は海外貿易に向ては決して受身ばかりではなかつた。中にも朝鮮は地勢上最も交通の便があつたと思はれるが、海東諸國記には戊子の年(我應仁二年)には若狭州大濱津守護代官左衛門太夫源義國なるもの、辛卯の年(我文明三年)には若狭州十二關一番遠敷守護備中守源朝臣忠常なるもの、交々使を遣して通交したことが見ゆる。大濱津

は即ち小濱津で義國はこゝに駐在した守護代であつたこと言ふ迄もない。遠敷守護も亦此類であつたらう。豊臣時代の小濱の豪商木下和泉入道の組屋六郎左衛門の祖先は朝鮮へ貿易家として名高く又平野屋太郎右衛門は朝鮮の婦人を妻としたと傳へらる。支那に於ても若狭(若佐と書く)の名が博多や和泉などゝ共に豪商の居るところとして最も著聞して居たのは、其通商貿易の盛んであつたことを暗示して居るものといへる。

所謂南蠻地方との交通については確證はないけれども、組屋氏に傳ふる文書に次ぎの如きものがある。

うり申つほの覺

一金子四まい九兩に壹つ、

すあい、久兵衛
助三郎
小三郎

取木新太郎殿へ

一同 四まいに 壹つ、 有樂へ

一同 壹まい五兩に壹つ、

禪正殿御内玄齋へ

右に御目にかけて申候、

一同 壹まい四兩に壹つ、

右に御目にかけて申候、

一同 六兩に 壹つ、

一同 壹まいに 壹つ、

一つは壹つ賣殘申候へ共、

合つほの數七つ也、

文祿三年九月日 くみや甚四郎(花押)

御奉行様

請取るすん壺京都にて賣候代金之事、

合拾參枚四兩者、

(前田を以)

右民部法印へ出狀之面皆濟如件、

石田治部少輔内

文祿三年十二月十一日 駒井孫五郎(花押)

長束大藏内

竹内伊右衛門(花押)

増田右衛門内

上原久兵衛(花押)

わかさ

甚四郎 參

呂宋壺は喫茶の流行につれて珍貴なる茶器として茶人の垂涎措かないものであつた。組屋が京都へ持出してこれを賣るのに秀吉の五奉行の關係して居たのは注意に値する。如何なる徑路より所謂呂宋壺の組屋の手に歸したかはもとより不明である。朝鮮若しくは支那貿易の結果輸入されたものと考へて考へられないこともなからうが、又何時の頃かの南蠻貿易の遺物であつたかも知れぬと思へば一層の興趣が湧かう。稚狹考には「本國は昔も他邦に聞ゆるほどの豪商あらず、勢井村高橋長者の事人口にあり、しかとしたる事は書留たる事なし舟行商せしものはありと見へて南京高麗交址の磁物本國には甚多く、京の商人來りて買ゆきさ

れども猶殘る所夥し」といへる前半は如何かと思はれるが後半はさもあるべきことと考へる。

小濱の外護

內的に發達の要素を備へつゝあつた中世の小濱は自己の努力以外、更に他の外護があつた。此時代の商港は神社・寺院の保護の意味から朝廷より船舶の入港税を寄附せられる例であつて、近くは敦賀津升米が鎌倉時代に一定の年限内西大寺四王院の修理料や醍醐寺の修造料・祇園社神輿の造替料に寄附されたことがあり(西大寺文書)、三國湊も亦春日社兼興福寺領であつた。小濱津に限つて此事のなかつたのは寧ろ不思議である。さりながら此種の關係は保護といふよりは寧ろ誅求となる場合が少からぬことであつたから、小濱は却て僥倖ともいへやう。

唯小濱が此時代に皇室御領であつたことは注意

に値する。三國湊は室町時代に内膳司の管轄であつた、それに比すれば上古以來より多くの縁故を有し京都にも程近き若狭の小濱でありながら斯る關係の成立して居たことは見當らぬ。さりながら京都から小濱に至る山城・近江・若狭の沿道近くは殆んど御領地帯と申しても宜しい程皇室御領に富んで居た。八瀬・大原は姑く措き、朽木谷から若狭に入つて吉田莊・三宅莊・松永保・國富莊・名田莊など何れも前後御領であつたことが鎌倉時代から戰國時代にかけての記録、文書（例へば宣胤卿記・實隆公記・朽木文書・德祥寺文書、壬生文書など）に散見する。小濱の禁裏御料になつた事は長興宿彌記文明十八年八月廿七日の條に、近日彼小濱禁裏御料所也、如元於武田大膳大夫入道（國信）可申付之由爲_レ_二叡慮_一被_二仰出_一之由有_レ其沙汰云々とあるに従へば、其頃の事と見られるけれども其より以前からと思はれる事は、彼應永十九年に南蠻船二艘が小濱に入港して八月に出帆して居るが、やがて朝廷から此南蠻鐵船の公事を直納するやう、幕府を経て守護一色義範に御沙汰があつて、幕府は十二月三日に之に關して御教書を發した事でも證據立てられる。尙いへば應永十六年六月十八日に内裏の御使といつて三人小濱に下着したのを小濱の代官の手であらう召捕つて、中二人を追放し、一人を誅したことが今富名領主代々次第に見ゆる、其二人は番匠であつたといふから詐欺行爲に出でたものではあらうけれども、亦禁裏と此地との御領關係を偲ぶの料にはならう。實隆公記文龜二年四月二日の條に、是迄守護武田元信に於て滞納しつゝあつた供御料所たる小濱の御月宛を是時飲川信賢が元信を諭して進獻させたことが見ゆる。これに據れば、小濱は供御料所

として毎月々宛錢を獻納する義務を負うて居たのである。又羽賀寺年中行事には享祿三庚寅年秋、大裏進懈怠反錢ト號而今富寺社百姓等計被懸也、此夏勅使中御門庭田殿下向と見ゆる。御湯殿上日記や二水記に據ると、是時は若狹にある御領の年貢の怠納を責められる爲め、前權大納言中御門宣秀・庭田重親兩人の勅使を差遣はされたのであるが、守護武田元光は僅々三箇月の年貢だけしか納めなかつたといふ。今富の寺社百姓にばかり懸けたりといへば、小濱はこれに預からなかつたと共に、今富名も亦御領であつたかと思はれる。羽賀寺年中行事には又大裏反錢四十別又寺社へ懸畢天文十七年秋と見ゆるが、これは信豐の時の事である。

武田氏と京都との間の斯様に親密であつた事、其地理上、京都に近く、又風景に富んで居る事は

京紳を引付けた。將軍足利義滿も明徳四年。應永二年小濱の地に高濱から此處に遊んだ。享祿五年七月には明經の世儒清原宣賢卿が此地に參られ武田氏の爲めに經書を講じたこともあつて、例へば同人自筆の孟子八卷の跋語には享祿五年七月廿六日廿七日於若狹州小濱栖雲寺（武）竹田第講之と見ゆる。國信・元信・元光等何れも和歌の筆蹟に堪能であつて、國信は又新撰菟玖波集の作者でもあり、元信は後奈良院から定家の伊勢物語を賜はり、元光は後柏原天皇の御製をも拜受したことがある。（發心寺文書・羽賀寺文書・古川文書斯る方面から此地方も次第に京都の文化が移植されることゝなつた。

されど小濱の發達に取つては多少の例外は勿論あるにしても、領主の保護程難有いものはなかつたであらう。彼等が種々の便宜を與へ其商人を保

護するに努めたとは前に淺野長政・京極高次の市區改正に就て述べたのでも知られやう。今更に一例を挙げると淺野長政は轉封後、京極高次が何の罪あつてか組屋六郎左衛門を嚴責すると聞き高次に書を寄せて其寛に處せられんことを望んだが部下を受撫するの情、紙上に溢れて居る。(組屋文書十月五日淺野長政書狀) 然るに之に答へた高次の書は然者小濱町人之儀被_レ仰越候、委細意得存候、少も如在仕間敷候云々といつて毫も他意なきやうに見わる(長井文書十月十二日高次書狀) 實際組屋は京極家に於ても淺野家以上の待遇を興へられた。

こゝに一の注意すべきは是等の商人の前身や其父祖時代に武士であつたものゝ少らぬ事である。さなきだに侍と士民との階級的差別の著しく緩和された此時代では武士の町人になつたのに不思議はないが、小濱の町人の中前に擧げた重なるも

のは殆んど皆武士の出身でなかつたものはない。組屋氏の先代宗圓の如きは京極忠高の時、遠敷・大飯二郡に於て千石餘の代官に任せられたことさへあつた(組屋文書)。此一事は一面に國內はもとより海外迄の活動の素地をなし、他面武士たる領主との間に敬重の念を惹起したと思はれる。

結 語

先きに中世の堺港を研究した余輩は小濱港に於ても共通の事實の表現を見出して一段の興味を覺ゆるものである。其一は兩者の發展が一樣に南北朝の戦亂を起點として居る事で、其二是又問屋業が其生命となつて居た事である。更に之を歐洲中世の都市の發達に比較すると、其三要件の一つといはれる中央集權の微弱となつた事は此時代以後に於て殊に顯著であると言ふ迄もあるまい。次に商工業の發達は此時代以後殊に戰國時代の領主の

自強策よりする保護と商工業者の自覺と相待つて馴致した新機運である。商工業の分業も此時代に著しく目立つて來た。而かも界にしても、小濱にしても、それ自身は土地も狭く生産業とても取立て、言ふ程のものはなく、専ら他國よりする輸出品の中繼に依つて勃興したのである。最後に領主等の迫害に對する自衛的團結は兩者を通じて強かつたこと、既に説いた通りである。斯て大體に於ては又歐洲の都市の發達と其徑路を同じくして居たといへやう。唯小濱の町人が領主と服屬關係の濃厚であつたのに比して、堺が著しく民主的色彩に富んで居たとは看過すべからざる事實であらう。

或は諸國から小濱へ米穀四十物の來るは京極家の頃にはさのみ多くはなかつたといつて亂世の後なればなるべし、この推定を下したものがあり(稚狭考九)或は土地の廣狹、人口の多寡等を以て中

世の近世に及ばぬと説くものもあらう。さりながら猫額大の堺港ですら彼の如く一代の豪華を極めた。人口の自然増加は免れぬ勢であつて、必ずしも富の程度を下するものが出來ぬ。寛永十七年の家業記に船持四十八人、水主百六十七人あつたものが天和三年に船持四十人・水主百九人に減じて居る。杯寧ろ衰兆と看做すものが出來る。生産業の奨励や發達は衰頹から救はれんとする一種の悶きと見るべきであつて、効果の程は覺束ない。(近世の小濱については別論の日があらう)江戸時代の社會階級の整理が完成されて、町人が遙に士流の下風に立つ時代に、商工業上、何程の目醒しい發展が望まれやう。近日は不見_レ士民侍之階級_ニ之時節也、といはれた室町時代には實に理想に近い商工業時代といふことが出來る。小濱の黄金時代は前者にあらずして寧ろ後者であつた。(渡鮮前三日、國史研究室にて)